〇職員の退職管理に関する条例

平成２８年３月２９日

条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３８条の２第８項及び第３８条の６第２項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　法第３８条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第８項の国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第２１条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第３８条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第８項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第１項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（組合長への届出）

第３条　管理又は監督の地位にある職員の職として、規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法３８条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第１０条第２項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後２年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、組合長に規則で定める事項を届け出なければならない。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。